

EC の労使対話促進の取り組みに関する思想史的研究 ——EC 設立から欧州統一議定書までのあゆみを中心として——

加 賀 孝 道

(受付 2005 年 10 月 11 日)

目 次

はじめに
第1章 EC 設立へのあゆみ
第2章 EEC 設立と経営参加のあゆみ
第1節 EEC 設立と雇用労働政策
第2節 単一欧州議定書と経営参加
おわりに

はじめに

第2次世界大戦後、EC/EU 諸国において、企業経営への労働者又は労働団体の参加が拡大する傾向にある。また、EC/EU レベルでも、「欧州会社法及び従業員関与指令」が採択されるなど、欧州企業の経営への労働者参加は確実に進んでいる。このように、当初ドイツで制度化された労働者の経営参加や情報協議制度が、大陸ヨーロッパ諸国に広く普及し、労使協調体制が一層強まっていった。

一方、イギリスやアメリカでは、これらは制度化されていない。

このため、本稿では、大陸ヨーロッパにおいて、労働者参加や情報・協議が進展した歴史的過程を通じて、制度化の進んだ要因を研究することとした。

また、時期的には、大陸ヨーロッパで労使対話を中心とした社会政策がこれから始まろうとする一方で、グローバル化が進展し、新たな雇用労働政策が登場しつつあった1980年代、欧州統一議定書の発効の時期までを、EC の活動を中心として考察の対象とする。

この研究結果により、EC 社会憲章以降のヨーロッパの雇用労働政策を分析する観点を明確にしていきたいと考えている。

第1章 EC 設立へのあゆみ

EC の雇用労働政策を概観する前に、ヨーロッパにおいて経済統合を必要とした政治・経

済状況について検討した後、統合に向けた具体的な動きを追う中で、労働者の経営参加に向けた取り組みを検討する。

EC 設立に向けた経済的背景 ヨーロッパでは、過去、民族間、国家間の対立や抗争が絶えなかった。この対立や抗争を終わらせ、ヨーロッパ全体の経済発展を促す基盤を作るため、ヨーロッパ統合への取り組みが積極的に唱えられてきた。その内容も、サン・シモンやシャルル・フーリエ、ニーチェのような思想的、空想的なものから、クーデンホール・カレルギーやブリアンのように一定の政治的影響力を持ったものまで、多様であった。しかし、第2次世界大戦の戦場となった大陸ヨーロッパでは、農業や工業生産に壊滅的打撃を受け、早急な経済再建とヨーロッパ諸国間、特にフランス、ドイツの和解が緊急の課題となった。第2次世界大戦後のヨーロッパでは、供給ボトルネック、ドル不足に悩まされるなど疲弊した経済の中にあり、人々は、餓えと貧困に直面することになった。一方、ソ連の勢力が東欧全体に拡大するなど、西ヨーロッパ諸国の社会主義への脅威は深刻なものとなっていった。アメリカ大統領トルーマンによる社会主義封じ込めに向けた世界戦略（トルーマン・ドクトリン）のなかで、西ヨーロッパ諸国への社会主義勢力の浸透、そして拡大を防止することは極めて重要であった。軍事的にも、1949年4月に北大西洋条約機構（NATO）が調印されるなど、アメリカの政治的、経済的、軍事的な世界支配が、ヨーロッパでも貫徹されたのである。つまり、戦後のヨーロッパの姿は、アメリカが、「ブレトン・ウッズ体制の基軸通貨国になると同時に、パクス・アメリカナの軍事的覇権国として、資本主義世界を統括して東西冷戦を主導する地位についた¹⁾」ことを示す、ヨーロッパにおける一つの現象にすぎないのである。

このような目的から、アメリカは、1947年6月に、ヨーロッパの経済的、社会的、政治的支援のための大規模な経済支援を行った。この支援（マーシャルプラン）は、軍事的、経済的可能性を秘めたドイツを戦略的に西側に引き込む必要性から、過去の大戦で大陸ヨーロッパ諸国を侵略したドイツを援助対象とするなど、社会主義国家ソ連やその影響下にある中・東欧の諸国に対するヨーロッパ諸国の対応を強化する役割を担うこととなった²⁾。これを、社会主義圏の国々と国境線が接するドイツの立場からみると、他のヨーロッパ諸国に比べ、安全保障に対する警戒心と、社会主義に対する体制的優位の確保、社会主義の浸透を防ぐための社会政策の充実への取り組みが、一層必要となり、西ヨーロッパへの政治的、経済的、

1) 鶴田満彦「第2次世界大戦後の資本主義」、鶴田満彦編著『現代経済システム論』日本経済評論社、2005年、52ページ。

2) 「モネの提唱で浮上した欧州防衛共同体（EDC）は、フランスのブレバン首相によってブレバン・プランとして各国に呼びかけられ」、「西ドイツの国軍の復活を認めず、統一欧州軍の下に組み込む構想で」（藤井良広『EUの知識〈新版〉』2002年、日経文庫、135ページ。）あった。この構想は、ECSC加盟6か国によって調印されたものの、イタリア、フランスは、批准できなかった。また、イギリスも参加しなかった。この結果、北大西洋条約機構（NATO）の下で、西ヨーロッパの協調体制は、一段と強化され、欧州統合への動きを加速させた。

軍事的依存が不可欠となった。

また、マーシャルプランによる資金援助の受け皿として設立されたヨーロッパ経済協力機構（OECE）に18カ国（当初16カ国）が参加し、ヨーロッパの経済再建に向けた効率的な援助資金の配分等に係わったことは、ヨーロッパ諸国の協調体制を、大きく促す結果となった。

このように、西ヨーロッパの統合の動きは、社会主義諸国の拡大による脅威と、早期の経済的再建の必要性、そして西ヨーロッパに政治的にも、経済的にも、軍事的にも依存しなければならぬドイツの立場から生じたものと思われる。過去のヨーロッパ統合の取り組みの多くは、ドイツとフランスの確執の解消を目指すものであった。この確執を乗り越え、ヨーロッパの統合へ向けた取り組みが具体化したのは、他ならぬ、社会主義陣営の脅威であった。

マーシャルプランに基づく、西ヨーロッパ諸国に対する支援は、外貨不足を解決するためのドル資金援助や、生産性向上を目標とした技術援助に分類できる。まず資金援助についてみると、「援助対象地域としては、当初は人道主義の立場からソ連圏・東ヨーロッパをも含む全ヨーロッパが構想されていたが³⁾」,「ソ連は OECE への参加を拒否し、49年1月には対抗する形で東欧圏内での COMECON（経済相互援助会議）を結成⁴⁾」した。このため、援助対象地域は、「西ヨーロッパに限定され、東西冷戦のなかで西側陣営の強化のための手段となった。そのさい、ドイツの復興なくしてヨーロッパの復興はありえない（「ストロング・ジャーマニー＝ストロング・ヨーロッパ」）という観点から、旧敵国西ドイツも援助対象に含まれた。冷戦の深化のなかで、西ドイツは西側同盟の要の地位に置かれることになる。援助の総額は、120～130億ドルであり、その規模はさほど大きくなかった。だが、それは隘路打開のうでで決定的な意義をもっていた。IMF 及び GATT が戦後世界経済体制の形態を形成したとすれば、その実態は経済援助や軍事援助をつうじてのアメリカの豊富なドル資金の世界的な散布であり、西ヨーロッパに視野を限れば、マーシャルプラン援助であった⁵⁾。一方、技術援助についてみると、最新の技術や工場管理手法習得のための経営者、技術者、労働者のアメリカ派遣や、各国への生産性センターを設置するための資金援助、各種研修・セミナーなどの開催であった。西ヨーロッパの「持続的な生産性上昇の技術的条件は、……主としてアメリカで進められた軍需関連を中心とする技術革新によって準備された。アメリカで開発された重化学工業の革新的技術は、第2次世界大戦後、まずドイツを中心とするヨーロッパ諸国に普及し⁶⁾」た。「アメリカが自国で開発した革新的技術を比較的寛大に他国に流した理

3) 工藤章「第2次大戦後の経済成長と地域統合」、原輝史、工藤章編著『現代ヨーロッパ現代史』、有斐閣、2001年、251ページ。

4) 藤井良広『EUの知識〈新版〉』2002年、日経文庫、131ページ。

5) 工藤章「第2次大戦後の経済成長と地域統合」、251ページ。

6) 加藤榮一「第2章 20世紀福祉国家の形成と解体」加藤榮一、馬場宏二、三和良一編『資本主義はどこに行くのか』東京大学出版、2004年所収、77ページ。

由は二つある。一つは、ソ連社会主義陣営との競争に勝つためには主要な同盟国の経済力と軍事力を引き上げる必要があったからである。いま一つは、1950年代までのアメリカの生産力優位は群を抜いており、他国に追い越される惧れをほとんど感じていなかったからである⁷⁾」。

また、社会主義陣営が拡大する中で、資本主義体制に対する国民的支持を得るためには、国民生活、労働者生活が社会主義体制下のそれに勝る必要があった。このため、大陸ヨーロッパでは、高い生産性の確保と経済的発展が至上命題となり、労使関係では、社会主義国と国境を接しているドイツを中心に経営参加制度が普及し、労使協調体制の構築による労使一体となった経営戦略が進められ、労使対話への取り組みも進展したのである。

なお、西ヨーロッパにおけるアメリカからの技術導入は、職人的伝統が強く、労働組合運動の成熟度が比較的高い上、当時の雇用状況が不安定であったため、省力化を目的とした技術革新に対する抵抗が強かったことにも留意する必要がある。

欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) の設立 過去盛んに議論された、ヨーロッパ統合論は、第2次世界大戦後大きく具体化することとなった。具体的には、欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) とベネルクス関税同盟の設立である。

まず、欧州石炭鉄鋼共同体についてみると、この設立目的は、国家、民族間の抗争や紛争を防止し、西ヨーロッパ全体が一体となって社会主義陣営の脅威に対応するため、独仏和解を実現し、過去、ドイツとフランスの紛争の原因であったドイツ西部、フランス東部、ベネルクス3国にわたる地域の石炭と鉄鉱石を国際管理下に置くことであった。この実現のためには、フランスやドイツに対するイギリス、アメリカによる説得活動が大きく影響していると思われる。この説得活動として代表的なものがイギリス、アメリカ、フランス首脳による首脳会談であるが、その前日に、フランスは、石炭と鉄鋼の共同管理計画 (シューマン・プラン) を発表した。この背景に、イギリス、アメリカの影響力を想定することは、容易であろう。この構想は、1951年4月に、欧州石炭鉄鋼共同体を設立する条約として締結され、1952年8月には、ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクの共同管理体制が設立されたのである。この体制は、社会主義陣営の脅威に対応するため、社会主義体制に勝る経済発展に向けた、ドイツとフランスの和解と、自由主義諸国の連帯の強化を追求するものであった。ここにもアメリカ主導によるヨーロッパ統合の姿をみることができる。

これは、欧州石炭鉄鋼共同体を設立する条約の前文で、「加盟国は、その歴史的敵対関係の代わりに、根本的利害が融和することを理解し、経済機構の創設によって、血の争いで長

7) 加藤榮一「第2章 20世紀福祉国家の形成と解体」77ページ。

い間、分割されていた民衆の中に、広範な独立機構の基礎を作り、6カ国の将来の共通の運命に方向を与えられる機関の土台を築くため、ECSC を作ることを決意した。」と述べ、ドイツとフランスの和解を中心とした加盟国間の協調の重視を明確にしている。このため、第2条でその目的を、「加盟国の経済全般の調和と第4条に定める共同市場の設立をつうじて、加盟国の経済発展、雇用の促進、生活水準の向上に貢献する」と規定し、加盟国間の経済政策の協調と共同市場の設立を通じて、体制的優位の確立を目指すことを確認している。この目的を達成するために、第4条で、①商品の移動に関して、輸出税、輸入税の賦課や数量制限の禁止、②生産者間、購買者間、消費者間での差別的措置・行為の禁止、③国による補助金・課金等の禁止、④カルテル等の競争制限的な行為の禁止により、共同市場への方向付けと、市場機能の強化の推進を目指した。このような活動は、超国家的な「最高機関」によって行われるが、地域統合自体が、「国民国家という政治単位では解決しえない諸問題に——さしあたっては諸国家が——共同で対処するべく構想され、創設され⁸⁾」たものであり、欧州統合の基本的性格は、「国民国家の機能不全への政治的回答⁹⁾」ということができる。そして、この「欧州統合の過程をその深部において規定しているのは、欧州を取り巻くグローバルな政治的・経済的構造である。したがって、統合のあり方や様式も、このグローバルな構造の変動に応じて大きな変化¹⁰⁾」するのである。このため、欧州を取り巻く環境の変化、具体的には社会主義陣営への脅威や経済発展の確保、更には経済のグローバルの程度により、地域統合のあり方は、大きく規定されることとなるのである。

この共同体が、「ECSC 加盟国同士でも、両産業以外の金融、税制、通貨、労働条件、輸送体系などの市場条件は、各国別々のままで¹¹⁾」あるため、共同市場の拡大と、加盟国間の共同市場形成のための徹底的な障壁の撤廃により、ヨーロッパ経済の強化と、競争力の向上に向けて、新たな対応を迫られたのも、欧州統合という地域統合の持つ性格によるところが大きい。

一方、この EEC の設立を直接導いたのは、1948年に結成されたベネルクス関税同盟であった。この関税同盟は、1921年に締結されたベルギー、ルクセンブルク両国の関税同盟に、1944年オランダが加わって設立されたもので、経済的、社会的に近接しているこれら3国の共同市場の形成を目指した。しかし、その規模は小さく、「数量割当問題（特に農業）は適用外とし¹²⁾」、サービス分野での取り組みは弱いなど、共同市場の形成には、ほど遠いものであった。また、これは、「競争、農業、運輸に対する共通政策や、投資銀行あるいは共通

8) 中村健吾「グローバリゼーションにともなう EU と国民国家の変容——欧州統合をめぐる若干の基本問題に寄せて——」『経済学雑誌（第100巻第4号）』、日本評論社、2000年、所収、6ページ

9) 中村健吾「グローバリゼーションにともなう EU と国民国家の変容」7ページ

10) 中村健吾「グローバリゼーションにともなう EU と国民国家の変容」7ページ

11) 藤井良広『EU の知識（新版）』、日本経済新聞社、2002年、134ページ。

12) J. ペルクマンズ『EU 経済統合——深化と拡大の総合分析——』文眞堂、2004年、39ページ。

調整基金（EEC の社会基金のようなもの）を持たず、海外植民地やマクロ経済協力とは無縁であった¹³⁾」。

このように ECSC やベネルクス関税同盟は、その後の EEC の設立や市場統合への取り組みに、一定の影響を与えたものの、加盟国間の経済的協調体制の欠如や、不完全な経済的国境の撤廃により、所期の目標を達成することはできなかった。

労使関係の動向 マーシャルプランは、第2次世界大戦で疲弊した大陸ヨーロッパの経済的発展を支援するために行われた。その目的は、①生産性の向上により、経済成長を高め、労働者への配分を拡大することによる体制的優位性の確保、②アメリカの技術の積極的な導入による大量生産大量消費の生産システムを実現するための労働者の所得確保、③隣接する社会主義国家に対抗する上での左翼団体の活動の抑制をあげることができる。アメリカは、このような技術革新を効果的かつ円滑に行うために、大陸ヨーロッパを中心に生産性本部を設置して、生産性向上運動を行うとともに、この運動に批判的な共産主義勢力や左翼の労働組合の抑圧を目指した。

また、労働者の所得確保を図り、大量生産大量消費の社会的システムを構築するためには、労働組合の存在と、団体交渉による賃金決定メカニズムの形成が重要となった。この結果、「賃金が生産性の伸びと、また消費者購買力が全国的な生産能力の拡大と歩調を合わせて推移する戦後成長モデルが成立した。経済恐慌と戦争の記憶をなお留める労働組合の指導者たちは、経済環境の必要性を認識しつつ分配上の成果を追求し、大企業の経営者は、生産現場での経営権に影響しにくい高次での団体交渉を容認した。社会レベルでは、需要管理と社会政策、あるいは社会保障政策を含むマクロ経済的な介入によって、経済の循環が支えられた。それは、政府が完全雇用という政策的目的を達成するための不可欠な手段だったのである¹⁴⁾」。

また、ドイツを中心にした大陸ヨーロッパでは、社会主義陣営を意識して、経営参加・情報提供制度が整備され、労働者の経営参加等が大幅に進み、積極的な労使協調の推進が図られた。このような経営参加制度は、「市場の圧力から解放するために制定法、しばしば会社法もしくは労働法によりバックアップされてきた¹⁵⁾」。

この結果、労使関係は、協調路線が一層強化され、労働側の体制内化も着実に進み、企業の技術革新や生産性向上に大きく寄与することとなった。

このように、戦後ヨーロッパにおける雇用労働対策も、経済対策と同様に、アメリカ資本主義の社会主義陣営に対抗するための世界戦略の一環として、組み込まれていたのである。

13) J. ベルクマンズ『EU 経済統合』、39ページ。

14) 中野聡『EU 社会政策と市場経済』創土社、2002年、22ページ。

15) 中野聡『EU 社会政策と市場経済』23ページ。

第2章 EEC 設立と経営参加のあゆみ

ヨーロッパの経済的発展に不可欠とされる共同市場形成に向けた先駆的試みとして、欧州経済共同体（EEC）設立以前に欧州石炭鉄鋼共同体やベネルクス関税同盟が設立されたことはすでに述べたところである。しかし、これらは特定の産業や地域に限定され、共同市場を形成するための市場条件も各国で異なっていたため、所期の目的を実現することには限界があった。この限界を克服すべく設立されたのが、EEC であった。第2章では、EEC による共同市場政策と、この政策との関連で雇用労働政策の動向を確認する。

第1節 EEC 設立と雇用労働政策

ローマ条約の基本的枠組み 欧州経済共同体（EEC）は、欧州石炭鉄鋼共同体及びベネルクス関税同盟が果たしえなかった共同市場を実現するため、①特定の産業のみでなく、全ての産業を対象とし、②加盟各国の経済政策の協調体制を確保するとともに、共同市場の広域化と、非関税障壁の撤廃を含めた深化を推進する使命を持って1958年に設立された。その加盟国は、欧州石炭鉄鋼共同体の加盟国であるフランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクの6か国であった。その後1967年には、欧州経済共同体（EEC）は、1958年に設立された欧州原子力共同体・ユーラトム（EURATOM）、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）と合併し、欧州共同体（EC）として再編成され、翌1968年には、「域内関税障壁の撤廃と域外共通関税の設定による関税同盟が完成した。これによって、域内共同市場の形成による財・資本・人の自由な移動の保障が実現に近づいた。域内貿易の発展、資本移動の自由化、共通競争政策の遂行、欧州投資銀行（EIB）の設立、域内移動の自由など、いずれも相当な成果があった。さらに、1969年には農業共同市場が発足した¹⁶⁾」。

一方、地理的に EEC 諸国を包むように位置する加盟国（イギリス、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、スイス、オーストリア、ポルトガル、アイスランド、フィンランド）によって形成された欧州自由貿易連合（EFTA）は、加盟国間の関税は廃止するが、対外的には同一関税を設定しないなど結束が弱いうえ、加盟国が地理的に分立し、経済圏域としては小さいこともあって、まとまりを欠くものとなり、大きな成果をだすことができなかった。

これに対し、欧州共同体（EC）は、共同市場の設置にとって不可欠な関税同盟を1968年達成し、市場競争を通じたヨーロッパ経済の国際競争力強化に取り組むなど、他に類をみな

16) 工藤章「第2次大戦後の経済成長と地域統合」、256ページ。

い画期的な取り組みが行われてきた。

この具体的な取り組み状況については、EEC の設立に関する根拠法であるローマ条約を基に検証する。

まず、EEC の設立趣旨については、ローマ条約の前文で、「共同の行動により欧州を分割している諸障壁を撤廃することにより、これらの諸国の経済的及び社会的進歩を確保することを決意し、これらの諸国民の生活及び雇用の条件を絶えず改善することを努力の主要目的と¹⁷⁾」すると述べている。また、共同体の目的として、第2条(旧2条)の、共同市場の設立と構成国の経済政策の漸進的接近により、共同体全体の調和と均衡のとれた経済発展、生活水準の一層の向上などをあげている¹⁸⁾。この二つのから、この条約の基本的性格は、①共同市場の形成、②調和と均衡のとれた経済成長、③生活水準の向上の3点にまとめることができる。

その前提になるのが、市場メカニズムによる完全な競争の実現である。このため、第3条(旧3条)で、EEC の取り組むべき事項として、加盟国間の関税・数量制限の撤廃、共通通商政策の設定、商品・人・役務・資本の自由な移動の障害の除去、域内市場の競争の確保、労働者の雇用機会の改善・生活水準の向上¹⁹⁾ が明確に規定されている。また、加盟国に対しても、第10条(旧第5条)で、加盟国は、EEC 設立の目的に反する措置を控えることを求めている²⁰⁾。

このように、EEC の所期の目標を達成するために、加盟国には、①関税同盟の形成、②域内の商品、人、役務、資本の自由移動の確保、③経済・通商政策の協調的実施が求められている。

ところで、EEC の円滑な政策決定のためには、その機構に大きな問題があるとよく指摘される。つまり、EC の実質的な政策決定を行う理事会は、各国から1名の閣僚が参加し、その表決手続きについても、第205条(旧148条)第1項により、理事会の構成員の多数決によって議決されるものまでも、1966年にフランスの要求により合意された「すべての構成国の合意を得るまで議論する²¹⁾」旨を定めたルクセンブルクの妥協により、全会一致が大前提

17) EUROPEAN UNION-Selected instruments taken from Treaties
<http://europe.eu.int/abc/obj/treaties/en/entr6a.htm>

18) EUROPEAN UNION-Selected instruments taken from Treaties
<http://europe.eu.int/abc/obj/treaties/en/entr6a.htm>

19) EUROPEAN UNION-Selected instruments taken from Treaties
<http://europe.eu.int/abc/obj/treaties/en/entr6a.htm>

20) EUROPEAN UNION-Selected instruments taken from Treaties
<http://europe.eu.int/abc/obj/treaties/en/entr6a.htm>

21) EUROPEAN UNION-Selected instruments taken from Treaties
<http://europe.eu.int/abc/obj/treaties/en/entr6a.htm>

になってしまったため、円滑な政策決定ができないというのである²²⁾。しかし、前述のとおり、共同体が加盟国の意向に左右されるのは、ある意味で当然ともいえる。なぜなら、加盟国は、共同体を「国家利益増大の機構とみなして²³⁾」、「統合を進める利益と損失を天秤にかけて²⁴⁾」行動しており、共同体の利益が加盟国によって相反する場合、この共同体の活動は極めて厳しい状況に直面すると思われるからである。

最後に EEC 設立の意義をとりまとめると、「19世紀以来のヨーロッパ合衆国論あるいはヨーロッパ統合論は、国家主権の合体をその最終目標としてきた。そのこと自体は、今日でも一つの夢として残っている。しかしローマ条約は、加盟国の主権を前提とした共同体論である。そこでは各加盟国間の共通政策が重要な柱になる。もちろんその共通政策の目標は、加盟国全体の利益の向上を目指すものである。そのためのフレームとして、まずヨーロッパ全体にまたがる共同市場の創設が必要である。ローマ条約はまずこのレベルでヨーロッパ合衆国論の夢を現実化しようとした。ついで、ローマ条約は各加盟国間の政策の共通化を可能にする基礎を定めた。政策協調という問題の中には、各加盟国間の社会的、政治的利益の調整という問題が含まれている。こういった問題の解決は、単に市場メカニズムの手に委ねるわけには行かない²⁵⁾」のが現実であった。

このように、欧州共同体は、共同市場の形成を、加盟国間の政策協調を前提に行おうとしたのである。この政策協調が可能であったのは、共同市場の形成が加盟国全てに利益を供与することができ、支持を受けていることと、戦後の加盟各国が高い経済成長率に浴していることも影響しているものと思われる²⁶⁾。

ヨーロッパ社会憲章の枠組み ヨーロッパ憲章は、戦後ヨーロッパの統合運動を背景に設立された欧州審議会によって1961年に採択された²⁷⁾。この憲章前文では、「社会的権利の享有

22) 清水貞俊『欧州統合への道』によれば、「全会一致は、為替政策の調整（第70条）、連合協定の更新（第136条）、委員会提案の修正（第149条）、ローマ条約に定めのない場合にとるべき措置（235条）、条約の修正（第236条）、他の国の共同体への加盟（第237条）、第三国または国際機関との協定の締結（第238条）などが特に目につくものである。

その他まだ多くあり列挙するわけにはいかないが、条約の内容の修正とか第三国との関係とか大きく見て条約全体にかかわるものは全会一致になっている」と、されている。

23) 宮本光雄「ドイツの中核ヨーロッパ構想と欧州統合の将来」、日本 EC 学会編『EU の社会政策（日本 EC 学会年報第16号1996）』有斐閣、1996年、所収、158ページ

24) 竹森俊平「地球読む——EU25か国の行方——」、『欧州統合への道』読売新聞、2004年。

25) 新田俊三『ユーロ経済を読む』講談社、1999年、31ページ。

26) 1950年～1973年の年平均成長率は、西ドイツ5.9%、フランス5.1%、イタリア5.5%、ベルギー4.1%、オランダ4.7%と高い水準にある。

27) 欧州審議会の設立については、ブラッセル条約諸国による欧州統合研究委員会が審議されたが、ここでは、フランス＝ベルギーの提案した欧州議会総会の創設案と、イギリスの欧州閣僚会議案が対立し、両者の妥協の産物として設立された。「両者の妥協とは、欧州審議会の機関として閣僚委員会と諮問総会とを並存させたことである。しかし実際、主要な決定は閣僚委員会の全会一致ということになっており、諮問総会は何ら有効な決定権を持たないものとなり、イギリス主導の

が、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的意見及び国民的又は社会的出身による差別なく保障されるべきであると考える。また、適切な制度と活動により、生活水準の改善と、都市と地方の両方の住民の社会的福祉増進ため、共同してあらゆる努力をすることを決定²⁸⁾したと、述べている。そして、この憲章は、第1部で、「締約国は、政策目標実現のため、次の権利と原則を効果的に達成できるよう、国内的、国際的性格を持つ全ての適切な手段により、追求することを受諾し²⁹⁾」、定められた事項の実現のために締約国は、一定の義務を担うことを求めている。

この事項を具体的にみると、加盟国の労働条件の平準化と労働者の域内移動の促進等を目的とした①労働についての権利②公正な労働条件についての権利③安全かつ健康的な労働条件についての権利④公正で相応な報酬を得る権利⑤団結権⑥団体交渉権⑦児童及び年少者の保護についての権利⑧雇用されている女子の保護についての権利⑨職業指導を受ける権利⑩職業訓練を受ける権利⑪他の締約国の領域内において有償で、かつ平等に職業に従事する権利⑫移民労働者及びその家族が保護及び援助を受ける権利と、域内市民の健康や福祉の増進とその水準の平準化を目的とした①健康を享受する権利②社会保障を受ける権利③社会的及び医療的扶助を受ける権利④社会福祉サービスを受ける権利⑤身体的又は精神的障害者の職業訓練、リハビリテーション及び社会復帰の支援を受ける権利⑥家族の社会的、法的及び経済的保護を受ける権利⑦母親及び子の社会的及び経済的保護を受ける権利が列挙されている³⁰⁾。労使関係については、この憲章の第6条で、「団体交渉権の効果的な行使を確保するために、締約国は、次のことを約束する。①労働者と使用者との間の協議を促進すること。②必要があり、かつ適当な場合には、労働協約により雇用期間や条件を定める目的で、使用者又は使用者団体と労働者団体との間の自主的交渉のための仕組みづくりを推進すること³¹⁾」などが定められている。

このような規定の背景には、統合ヨーロッパを前提とした共同市場の形成と、この市場における公正な競争の確保、健全な労使関係の構築による労使協調路線の強化といった、共同体の目標の実現を目指すための、雇用労働環境の整備の必要性をあげることができる。特に、この憲章では人の移動が円滑に行えるような仕組みづくりに重点が置かれている。「人の自由移動を実現するためには、EC労働者の実質的な地位を保護することが不可欠であるという見地から、取り扱いの平等原則の適用範囲は拡大されてきた。いったん雇用されたEC労働者は、受け入れ国の労働者と何ら差別されないという原則は、報酬その他の労働条件にとど

形で決着した。」(清水貞利『欧州統合への道』9ページ。)

28) Council of Europe—ETS no.035—European Social Charter

29) Council of Europe—ETS no.035—European Social Charter

30) Council of Europe—ETS no.035—European Social Charter

31) Council of Europe—ETS no.035—European Social Charter

まらず、労働者の日常生活にかかわるあらゆる社会的福利についても適用されるようになった。また、この原則の対象となる人は EC の労働者に限らず、その家族にまで拡張されることになった³²⁾」のである。このように、労働者の域内移動を円滑にするためには、労働条件や福祉水準が、域内諸国において平準化する必要があった。

このように、EC 設立と同時期に発表されたヨーロッパ憲章は、ローマ条約が目指した共同市場の形成とそのための条件整備という大きな目標を共有していたのである。

しかし、「欧州審議会の条約は、法的拘束力を持たない³³⁾」うえ、締結国も第2次世界大戦の戦勝国に限定されたものであったため、その効力には一定の限界があったものと思われる。

EC 設立と雇用・労働政策 EEC の雇用労働政策は、1961年に採択されたヨーロッパ社会憲章と同様に、EC の設立目的である欧州における共同市場の実現と、そのための「4つの経済的自由」すなわち、商品、人、役務、資本の自由移動の実現の枠組みの中で実施されてきた。

当時の雇用・労働政策の核心は、域内での人の自由移動の確保である³⁴⁾。しかし、EC の政策の多くが加盟国を通じて実施され、その政策内容は各国の政治・経済・文化・歴史に大きく左右される結果となる。このため、労働者の自由移動を円滑に進めるためには、加盟国の労働市場規制の平準化が必要となる。これは、ヨーロッパの労働市場が、各国毎に強く規制され、その規制内容が加盟国毎に異っているためである。こうした法律の相違や複雑さは、労働者の域内自由移動に大きな障害となっていた。このため、ローマ条約第140条（旧118条）は、①雇用、②労働法及び労働条件、③職業訓練、④社会保障、⑤団結権及び労使間の団体交渉を中心とした社会政策分野での諸国間協力と調整を促進する旨規定している³⁵⁾。また、第141条（旧119条）では、各加盟国に、男女同一賃金の原則の実現とその維持³⁶⁾を、規定している。

このように、EC における社会政策は、「大市場の利益を基軸に一貫した論理で貫かれて³⁷⁾」おり、「社会政策といえどもその論理の外に置かれていないのである³⁸⁾」。

32) 安江則子『ヨーロッパ市民権の誕生』93ページ。

33) 引馬知子「EU の社会労働政策と英国の不参加——持続可能な発展と福祉の向上の実現をめぐって——」, 日本 EC 学会編『EU の社会政策（日本 EC 学会年報第16号1996）』有斐閣, 1996年, 所収, 43ページ。

34) EUROPEAN UNION-Selected instruments taken from Treaties
<http://europe.eu.int/abc/obj/treaties/en/entr6a.htm>

35) EUROPEAN UNION-Selected instruments taken from Treaties
<http://europe.eu.int/abc/obj/treaties/en/entr6a.htm>

36) EUROPEAN UNION-Selected instruments taken from Treaties
<http://europe.eu.int/abc/obj/treaties/en/entr6a.htm>

37) 田中素香『欧州統合』有斐閣, 1982年, 35ページ。

38) 田中素香『欧州統合』, 35ページ。

また、ローマ条約に規定された唯一の雇用政策として、失業保障や職業訓練に対する支援を行う欧州社会基金があるが、この基金も、労働者の域内自由移動を促進することに目的があった。

しかし、このような EC の基本的考え方は、1960年代後半に大きな見直しを迫られたのである。具体的には、「好況期にさえ生産設備の稼働率が100%を相当に下回るという生産資本過剰の慢性化が生ずる一方で、高度成長から生じた富が資本の側に集中されることへの不満が吹き出してきた。EC ではこの労働者階級の側での基調の変化は、ドラスティックに現れた。1968年のパリの大ストに続き、翌年イタリアの長い暑い夏の大ストライキに続く労働者運動の昂揚は画期的なものであるが、西ドイツにおいてさえ1969年にはヤマネコストが続発し、階級闘争の目覚めが語られた。政府もこれに対して、経済成長の質、生活の質こそが問題であり、単なる経済成長は、むしろ社会的困難を拡大するとの認識を語り始め、地域政策の強化、環境保護、消費者保護などを求める市民の要求にさまざまな施策の強化で応じるようになった。EC に対しても、共同体は資本家に共同市場から搾り取らせるだけの機構にすぎないのかという批判が強まった。EC 委員会は、それを EC 市民の共同体への忠誠心を獲得しうるかどうかの重大な挑戦して受け止めたのである。委員会が人間の顔をした共同体というスローガンを打ち出し、社会行動計画の提案をおこなうようになるのは、1970年代初めのことである³⁹⁾」。このように EC の雇用労働政策への関心が高まったのは、具体的には、「①過渡期間を通じ経済成長とともに全体としては EC の雇用、労働条件は改善した。しかし、地域間格差の拡大、移民労働者等弱者の労働条件の相対的悪化等経済成長をもたらすマイナス面を共同体として対処していく必要がでてきた、②加盟国の経済成長に伴い労働面で各国共通の問題がでてきた、③経済通貨統合の進展は、加盟国経済間の調整を必要とするが、雇用・労働条件はその主要な側面であった、④1960年代後半という時代背景として経済至上主義に対する批判が高まり、人間を重視する政策の必要性が叫ばれた⁴⁰⁾」ことが影響しているものとされる。

このような状況の中で提案された、社会行動計画は、極めて広い領域にわたっているが、基本テーマは、①完全雇用、②生活・労働条件の改善、③経済社会決定における労使の参加、の3つである。

このうち、③労使の参加について、行動計画Ⅲで、企業構造の将来の展開は、全ての加盟国で積極的に議論されている。うち数カ国は、企業的意思決定における労働者の直接参加を法令に包括していると述べ、加盟国レベルでの経営参加を促している。また、産業における

39) 田中素香『欧州統合』、162ページ。

40) 恒川謙司『ソーシャル・ヨーロッパの建設——EC 社会政策とソーシャル・パートナー——』日本労働研究機構、1992年、20ページ。

労働者参加の問題は、共同体レベルでも生じており、行動計画Ⅳではその促進に意欲を示している。

この様に社会行動計画で、加盟国レベルと共同体レベルでの労働者の経営参加の必要性が明確に言及されていることは、注目に値するものであろう。

しかし、この行動計画は、石油危機を引き金とした経済不況の影響により、労働者参加のみでなく、他の行動計画の目標も、十分に達成することはできなかった。

第2節 単一欧州議定書と経営参加

単一欧州議定書締結の背景 社会行動計画が取りまとめられた数年後、EC を取り巻く環境は、大きく転換した。まず、経済的側面では、1970年代に連続して起った国際通貨危機と石油ショックにより、高度経済成長を可能としていた国際経済的枠組みが破壊されたことをあげることかできる。しかし、この高度成長を終わらせた「根本的理由は、産業構造の転換とそれに伴う国際分業体制の再編である。まず第一に、高度経済成長の原動力であった重化学工業の生産性の持続的な上昇が鈍化した。石油ショックに加えて、……主としてアメリカで開発された技術革新の波及改良効果が使い尽くされたからである。そうなるに先進工業諸国の技術的優位性は次第に失われていき、韓国、台湾等のいわゆる NIEs 諸国が低賃金を主要な武器にしてひたひたと追いついてきて、先進重化学工業諸国の世界市場独占体制は次々と綻びていった⁴¹⁾」こと。また政治的側面についてみると、ソ連社会主義体制の弱体化による、「社会主義の防波堤」としての社会政策の意義が、大きく低下したため、体制優位を確立するための雇用・労働対策や、労使関係の改善に向けた取り組みが、軽視されることとなった。また、経済政策は、「インフレーションと不況が同居するような事態に対して、フィスカル・ポリシーによる総需要管理を主要な手段とする従来の景気政策は全く無力であることが暴露され、国家の経済介入主義とその理論的支柱であったケインズ経済学が、一挙に信用を失墜してしまった。ケインズ経済学に代わってマネタリズムとかサプライサイド経済学など、介入主義を否定し、市場機能を全面的に信奉する新版新自由主義、19世紀末の福祉国家形成に大いに貢献した新自由主義とは正反対の新自由主義が、学問と政治の世界を席卷するようになった⁴²⁾」。また、資本主義の危機を克服するため、規制緩和や市場拡大等多様な政策手段を動員した先進国政府、多国籍企業、国際機関による新たなグローバル化戦略が、国際経済を支配するようになったこと、をあげることができる。

更に、「労働の多様化・分散化・個別化は、雇用形態の多様化をもつくりだして、70年代

41) 加藤榮一「第2章 20世紀福祉国家の形成と解体」83ページ。

42) 加藤榮一「第2章 20世紀福祉国家の形成と解体」87ページ。

以降、世界的な規模で労働運動・労働組合運動の弱体化をもたらし⁴³⁾」た。

このような中で、「79年にはイギリスにサッチャー保守党政権が登場し、82年には西ドイツにもコール保守政権が誕生した。とくにサッチャー政権は『サッチャーリズム』と呼ばれる『新保守主義』を掲げて『小さな政府』を指向するとともに、労働組合抑制政策を進め、コスト・価格関係の改善、利益率の改善、設備投資の活発化など、供給条件重視の政策を採用した。81年に登場したフランスのミッテラン大統領（社会党）も、初期の有効需要刺激政策の失敗から一転して供給重視の政策を追求した。こうして仏独英の主要国がそろって経済政策の基本線を変更させた。それは一言でいえば、有効需要管理政策から供給条件重視への転換であった。このような転換は、EC レベルにも反映され、競争促進、EC 企業の育成など、供給条件を重視して経済活性化を図る政策がとられるようになった。1つの流れは、EC 規模あるいは全西ヨーロッパ規模での先端技術の共同研究開発計画・プロジェクトであり、その嚆矢は84年からの ESPRIT（欧州情報技術研究開発戦略計画）であった。その後、各種の計画が立案施行された。他方、いま1つのより重要な流れが、いわゆる92年市場統合に結びつくものである⁴⁴⁾」。このように、ヨーロッパ経済が、国際的大競争に打ち勝つには、アメリカに比べ大きく劣っているとされる先端技術や情報技術に関する技術力の向上が不可欠であり、この研究開発を EC 加盟国全体の共同研究として実施しようとするものである。また、同時に、国毎に細分化された市場を共同市場化し、市場の拡大を通じた企業間競争の強化により、ヨーロッパ経済の国際的競争力を高めようとする方策も確実に実行されつつあった。1985年に EC 委員会が発表した「域内市場白書」がそれで、1992年までに商品・人・役務・資本の域内での自由移動を可能にして共同市場を創出するという目標を掲げた。この白書は、商品、役務、資本、人それぞれの自由移動を阻害する要因と、その克服に必要と考えられる約300措置を列挙した。この阻害要因は、物理的（国境を越えた商品と人の移動に関する税関等の各種規制）、技術的（加盟国の法令や慣習の違いから生じている技術規制、職業資格等）、及び財政的（付加価値税の差異等）なもの多岐にわたっているため、その全てを1992年までに、理事会規則もしくは指令の形で撤廃することが求められていた。

以上の2点を円滑かつ、強力に実施するためには、EC の強力なリーダーシップと、加盟国間の経済政策における協調体制の強化とともに、この問題への労使の積極的な取り組みが重要となってきた。このような EC に対する要請が、単一欧州議定書の制定に繋がっていくことになったのである。

単一欧州議定書の枠組み 単一欧州議定書が制定された大きな目的は、1992年までに商品・

43) 鶴田満彦「第3章 第2次世界大戦後の資本主義」、鶴田満彦編著『現代経済システム論』所収、日本経済評論社、2005年、57ページ。

44) 工藤章「第2次大戦後の経済成長と地域統合」、264ページ。

人・役務・資本の域内での自由移動を可能にして共同市場を創出することであり、これを強力に実施できる仕組みづくりであった。

議定書のなかで表明されている主要目標が、早急な共同市場の実現である。議定書では、共同市場の実現、特に共同市場についてホワイトペーパー（筆者注 域内市場白書）で示された計画が実行できるよう、加盟国間の経済的障壁を撤廃するよう求めている⁴⁵⁾。

このため、EC の共同市場形成に向けたリーダーシップの強化を目指して、加盟国の協調体制確立のための手続きの円滑化を図るため、議定書で、ローマ条約第95条（旧第100（a）条）第1項（筆者注 特定多数決による議決、共同決定手続）の規定に基づいて、域内市場確立のための法制の調和を図ることができるよう⁴⁶⁾ 定めた。

この議定書によって、EC は、共同市場形成と域内市場活性化に向けた規制緩和のための指導力の向上と加盟国間の政策協調のための基礎的条件が形成された。その意味では、この議定書の意義は、大きいと言えよう。但し、市場経済の調整機能を高く評価するイギリスをはじめとした当時の加盟国の首脳は、この議定書の有無にかかわらず、共同市場の完成という理念のもとに、EC の活動に協力してきたことに留意する必要があるだろう。

単一欧州議定書制定と雇用・労働政策 単一欧州議定書が制定された頃は、EC 諸国の高度経済成長が転機を迎え、また体制的優位を競ってきたソ連社会主義陣営も弱体化し、崩壊への道を歩み始めていた。また、国際的な大競争時代が到来し、EC の早急な共同市場形成による、国際的な競争力の強化と先端技術の開発能力の向上が強く求められるに至った。しかし、その一方で、所得格差の拡大など、新たな社会問題が発生しつつあった。このため、EC は、政策決定における強いリーダーシップと、加盟国の政策協調が必要であった。この課題を解決する使命を持ったのが、単一欧州議定書である。

この議定書では、ローマ条約旧118条を新設し加盟国は、社会政策の向上に向けて、労働者の健康と安全を保護するための労働環境の改善に努めるとともに理事会の表決方法も、全会一致から特定多数決で定めることができるようになり一定の前進が図られた。また、欧州レベルでの労使対話についても、ローマ条約旧118(b)条で、労使間の対話を促進するよう努めることが規定されている。共同体規模での労使の対話は、両者が望めば、協定に基づく関係をもたらさう。この労使対話は、ローマ条約上初めて規定された。

このうち、労使対話についてみると、過去に鉄鋼部門の委員会が設立されて以来、農業、

45) EUROPEAN UNION-Selected instruments taken from Treaties
<http://europe.eu.int/abc/obj/treaties/en/entr14a.htm>
C Single European ACT

46) EUROPEAN UNION-Selected instruments taken from Treaties
<http://europe.eu.int/abc/obj/treaties/en/entr14a.htm>
C Single European ACT

内陸運輸、鉄道輸送と続いた委員会による労使対話を抜本的に改革したのは、ジャック・ドロール委員長であった。「ドロール委員長は、就任直後の欧州議会における所信表明において、ECの目標の一つにソーシャル・ヨーロッパを掲げ、その手段としソーシャル・パートナーによる労使対話の重要性を強調した⁴⁷⁾」。この背景としては、過去の社会政策の停滞原因が、「委員会が特定の社会モデルを規則、指令等強制的手段により加盟国に押し付けようとしたところにあった。この方法は、加盟国の数が少なく、かつ経済水準が近い場合には有効である。しかし、特にECが南に拡大されたのちはこの方法は困難になる。それでは全く逆に、各国に主要な社会政策の策定を委ねる方法はどうか。経済的不況の間明らかになったように、この方法は結局各国をエゴイズムに走らせ、共同体全体の発展を妨げ、長期的には加盟国の利益にならないものである。また、域内市場の完成と並行して分権的政策を推し進めると、好況地域、不況地域のギャップの拡大を招き労働市場が分断されてしまう。この両者の意見に分れ、ECは有効な手段が打ち出せなかった。この打開策としてドロール委員長は、欧州レベルの労使が自主的に様々な経済社会問題で協議を行い、一致できる点については欧州労使協約を結び、この協約を各国、各産業にそれぞれの方法に従い実施させる欧州労使対話を推進することとした⁴⁸⁾」。

このようなドロール委員長の意向は、欧州統一議定書により、ローマ条約に労使対話を明確に位置付け、今後の共同体の実施する雇用労働政策を推進する柱の一つとして、欧州労使協約の締結を目指すこととなった。この成果として、1996年に出された「育児休暇に関する指令」をあげることができる。

このように、EC設立当初は、社会主義陣営の脅威に対抗するための共同市場の形成に必要な範囲で行われていた雇用労働政策は、社会主義陣営の弱体化と、経済のグローバル化に伴う国際的な大競争の中で、加盟国や各事業所の実情に即した雇用・労働条件の合意が必要となり、その手段として、労使対話を核とした雇用労働対策が大きく注目されることになった。この労使対話推進の役割を担ったのが、欧州統一議定書である。この点から、この議定書の意義は大きいものと思われる。

お わ り に

ECの実施する多くの政策は、共同市場の形成を実現することと、社会主義陣営に対する体制優位を確保することが、大きな目的であった。このため、ECの強力なリーダーシップと加盟国の経済政策の協調が重要であった。雇用労働政策についても、この目的を達成する

47) 恒川謙司『ソーシャル・ヨーロッパの建設』142ページ。

48) 恒川謙司『ソーシャル・ヨーロッパの建設』142ページ。

ため、共同市場における競争条件の整備の観点から労働条件、労働安全衛生、男女機会均等などの平準化を中心に取り組みが進められた。

しかし、EC を取り巻く経済環境の変化と社会問題の深刻化は、従来の雇用労働政策の変更を EC に迫るものとなった。これが、労使対話であり、これを明確に示したのは、欧州統一議定書であった。これ以降、ヨーロッパでは労使対話が広く導入され、国家レベルでも労働者代表の参加を得て、社会協定が広く締結された。そのひとつが、1982年にオランダで締結されたワッセナー協定である。

このように、ヨーロッパにおいては、事業所レベルから国家そして EC/EU レベルまで、広範囲にわたって、労働者の参加による政策決定が行われている。これがヨーロッパ資本主義の特徴でありヨーロッパが人間の顔をした資本主義といわれる所以なのである。この様に、欧州統一議定書は、その後の労使対話、社会対話のヨーロッパにおける普及に大きな役割を担ったのである。